

# 公衆浴場（その他2号）のてびき

品川区保健所生活衛生課 環境衛生担当

〒140-8715 品川区広町2-1-36

電話 03-5742-9138

令和7年9月 日変更

# 公衆浴場の定義

公衆浴場法の第 1 条で定めている「公衆浴場」とは、  
温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設を言います。

## 公衆浴場の種類

➤ 普通公衆浴場・・・いわゆる銭湯のこと

(条例第 2 条第 1 項第 1 号)

➤ その他の公衆浴場

公衆浴場（その他 1 号）・・・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」  
(条例第 4 条第 2 項第 1 号) に該当する個室公衆浴場

公衆浴場（その他 2 号）・・・サウナ、スポーツ施設付帯の浴場、岩盤浴、公的福祉  
(条例第 4 条第 2 項第 2 号) 施設内の浴場等（専ら、デｲｼﾞｰｽを行うものを除く）、  
上記以外の浴場



# 許可申請編



## ～目次～

|                       |                  |          |
|-----------------------|------------------|----------|
| 公衆浴場（その他 2 号）開設までの手続き | ・・・              | [ 許－ 1 ] |
| 開設時に必要な書類             | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | [ 許－ 2 ] |
| 構造設備基準                | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | [ 許－ 3 ] |
| 関係機関一覧                | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | [ 許－ 9 ] |

# 公衆浴場(その他 2 号)許可までの手続き

提示してください

施設完成時、検査済証により、建築基準法に適合した建築物であることを確認します。

## 事前相談

申請場所・構造設備について、図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。  
なお、関係機関（許一9頁を参照）にもご相談ください。

## 申請手続き

許可申請手続きには、許一2頁の書類が必要です。

## 施設の検査

施設が完成したら、保健所の職員が、設備基準に適合しているかどうか等について検査をします。

## 許可

書類審査及び施設検査により基準に適合していることが確認されると、保健所長により許可されます。許可されるまで営業することはできません。

## 保健所の通知・照会先

### 通知

申請書を受理した後、消防機関に通知します。

### 通知書

消防機関からの通知書を受理します。これにより、消防関係法令等に適合することを確認します。

# 許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が正副 2 部必要です。

## 【許可申請時に必要な書類等】

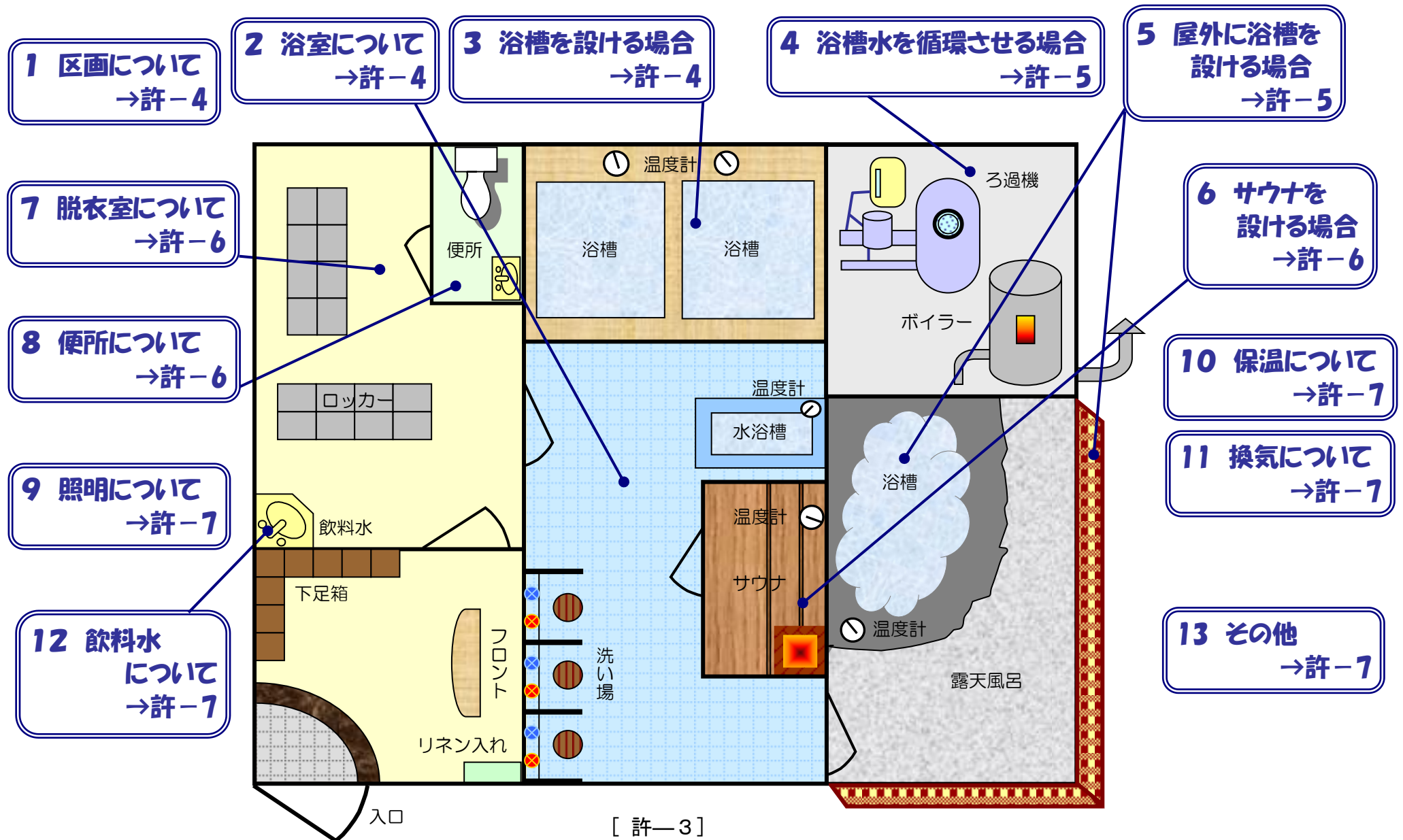
- 公衆浴場営業許可申請書（施設・構造設備の概要）
- 見取図（半径 300 メートル以内の住宅、道路、公衆浴場等が記載されたもの）
- 建物配置図、平面図、正面図、側面図、断面図
- 給排水設備の配置図、系統図
- 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
- 登記事項証明書（法人の場合）※6か月以内に発行されたもの（本証照合）
- 申請手数料 22,000 円

## 【検査時に必要な書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）

※ 施設完成後、検査時に確認

## 構造設備の概要



【 】内、根拠欄の見方  
条 :「品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例」  
(条 1-1-(1)とは、条例第 1 条第 1 項第 1 号をいいます。)  
要領 :「品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例等の運用基準を定める要領」(指導基準)

## 2 浴室

- 浴室は、適当な広さのものを設けること。【条 4-2-(2)ウ】
- 1 洗い場の最低面積は、入浴者 1 人当たり 1.1 平方メートル程度とすること。【要領】
- 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。【条 4-1-(28)】
- 浴室内に浴槽または湯および水の出るシャワーならびに適当な数の湯栓および水栓を設けること。【条 4-2-(2)エ】
- 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の汚水を屋外の下水溝等に完全に排出することができる構造とすること。【条 4-1-(30)】

## 1 区画

- 下足場、脱衣室、便所、浴室および釜場は、それぞれ区画して設けること。【条 4-1-(17)】
- 脱衣室および浴室は、それぞれ男女を区分し、その境界に障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。【条 4-1-(19)】
- 男女の境界の障壁の高さは、おおむね 1.8m 以上を標準とすること。【要領】

## 3 《浴槽を設ける場合》

- 浴室内の 1 浴槽の最低床面積は、0.7 平方メートル程度とすること。【要領】
- 浴槽は耐水材料を用い、浴槽内は入浴者に直接熱気および熱湯を接触させない構造とすること。【条 4-1-(32)】
- 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。【条 4-1-(34)】
- 温度計のセンサーは、浴槽水の温度を的確に把握できる位置が望ましいので、オカン等の付近に設置することは適当でない。【要領】

#### 4 《ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合》

- ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の構造設備の基準に適合するものであること。【条 4-1-(36)】
  - ろ過器は、十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。【条 4-1-(36)ア】
    - （ろ過器は、1 時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。【要領】）
    - （集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。【要領】）
  - ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであること。ただし、これにより難しい場合は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造であること。【条 4-1-(36)イ】
    - （ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。【要領】）
  - 循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。【条 4-1-(36)ウ】
  - 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。【条 4-1-(36)エ】
    - （浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。【要領】）
  - 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置を講じたものであること。【条 4-1-(36)オ】
    - （循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が誤って飲用したり、飛まつを吸引することのないよう、飲用禁止の表示や、入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、または飛まつが発生しない方法で補給する等の措置を講じること。【要領】）
    - （気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。【要領】）
  - 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置を講じたものであること。【条 4-1-(36)カ】
    - （循環水取入口は目皿等を設置することにより吸込事故を防止する構造とすること。【要領】）
- 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以上になるように保つこと。  
【条 4-1-(10)エ】（維持管理編[管一 1]参照）

#### 5 《屋外に浴槽を設ける場合》

- 屋外に浴槽を設けるときは、次の構造設備の基準に適合するものであること。【条 4-1-(33)】
  - 屋外とは、原則として保温のための措置が困難な場所とする。【要領】
    - 屋外の浴槽およびこれに付帯する通路等は、適当な広さのものを設けること。【条 4-1-(33)ア】
    - 屋外の浴槽に付帯する通路等は、脱衣室、浴室等の保温されている屋内から直接出入りすることができる構造とすること。【条 4-1-(33)イ】
    - 屋外に洗い場を設けないこと。【条 4-1-(33)ウ】
    - 屋外の浴槽は、それぞれ男女を区分し、その境界に障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。  
【条 4-1-(33)エ】
- 1 浴槽の最低面積は、0.7 平方メートル程度とすること。【要領】
- 浴槽の周囲は、汚水が滞留しないような構造とすること。【要領】



## 6 《サウナ室またはサウナ設備(蒸気または熱気による入浴設備)を設ける場合》

- 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。【条 4-1-(35)】  
(温度計は、室内の温度が室内だけでなく室外からも容易に確認できるような位置に設置すること。【要領】)
- サウナ室の床面は、清掃が容易に行える構造であること。また、室内には、清掃の際に使用される水が完全に屋外に排出できるような排水口を設けること。【要領】
- 蒸気または熱気の放出口、放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造であること。また、入浴者に接触するおそれのあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。【要領】
- サウナ室は、換気を適切に行うため、給気口は室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設けること。【要領】
- サウナ室には、危害予防の趣旨から、容易に内部の状態が見透しできる窓その他の装置を作るようにすること。【要領】
- 利用者の安全確保と清潔保持の観点から、サウナ室等の使用方法（許—8 に例示）を明示すること。【要領】
- 水浴槽を設ける場合は、利用者がサウナ室から出て、すぐ水浴槽に入ると危険をとまなうので、水浴槽の使用方法（許—8 に例示）を明示すること。【要領】

## 7 脱衣場

- 適当な広さのものを設けること。【条 4-2-(2)イ】
- 1 脱衣室の最低面積は、入浴者一人当たり 1.1 平方メートル程度とすること。【要領】
- 床面は、不浸透性材料を用いること。【条 4-1-(21)】
- 入浴者の衣服その他携帯品を安全に収納し、または保管するための設備を設けること。【条 4-1-(22)】

## 8 便所

- 入浴者用の便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男子用および女子用を区分して設け、流水式の手洗いを備えること。【条 4-2-(2)オ】  
(入浴者の用に供する施設がある各階とは、待合室、脱衣室、浴室のある階を意味し、単に受付等があることのみは含まない。【要領】)
- 男子専用施設において女子従業員がおり、女子専用の便所がない場合は、女子従業員便所も設けること。  
(逆も同じ)【要領】
- 便所が、外部に接する面がなく、窓が作れない場合は、排気孔（臭気抜け）等を設けること。【要領】

## 9 照明

- 下足場、廊下、脱衣室、便所、浴室その他入浴者が直接利用する場所は、床面において 20 ルクス以上の照度を有すること。【条 4-1-(1)】

## 10 保温

- 脱衣室および浴室に室内を適温に保つために必要な設備を設けること。【条 4-1-(25)】

## 11 換気

- 脱衣室および浴室に換気のための開口部または換気に必要な機械設備を設けること。【条 4-1-(26)】

## 12 飲料水

- 入浴者用の飲料水の設備を設ける場合は、次の構造設備の基準に適合するものであること。【条 4-1-(41)】
  - 入浴者用の飲料水の設備であることを表示すること。【条 4-1-(41)ア】
  - 飲料水の水質は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 1 項各号に規定する要件が、それぞれ水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に規定する基準に適合するものであること。【条 4-1-(41)イ】
  - 入浴者用の飲料水は、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。【条 4-1-(41)ウ】
- 入浴者用飲料水の設備は、できる限り設置することが望ましい。【要領】

## 13 その他

- 入浴者の履物を安全に収納し、または保管するための設備を設けること。【条 4-2-(2)ア】  
〔設備は、必ずしも下足場であることを要しないこと。〕【要領】
- 貯水槽および調節槽は、蓋付きのものとすること。【条 4-1-(37)】
- 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散および汚水の漏出を防ぐために必要な設備を設けること【条 4-1-(38)】
- 釜は、浴槽水と上がり湯とが混合しない構造であること。【条 4-1-(39)】
- 灰、燃え殻等が発生し、または置かれる場所は、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な構造とすること。【条 4-1-(40)】
- 灰、燃え殻等が発生する場とは火たき場をいい、灰の飛散を防ぐために必要なしきりをするよう指導すること。置かれる場所とは灰捨て場をいい、鉄板またはコンクリート等の耐火性材料で周囲を囲い、蓋付きのものとすること。【要領】
- 入浴機能および清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。【条 4-1-(42)】
- タオル、パンツ、ガウン等を入浴客に貸与する場合は、施設管理者の管理のもとに貸与され得るような場所に、保管のための設備を設けること。【要領】

# サウナ・水浴槽の使用方法に関する揭示例

## サウナ室等の使用方法（例）

サウナ風呂をご利用の皆様へ

- 1 次の方は入浴をご遠慮ください。
  - (1) 医師から熱気浴、温水浴を禁じられている方
  - (2) 伝染性の病気にかかっている方
  - (3) 心臓系に異常のある方
  - (4) ひどく疲れている方
  - (5) 酒気を帯びている方
- 2 他の入浴者に迷惑をかけるおそれのある行為は、ご遠慮ください。
- 3 浴室およびサウナ室での次の行為は、おやめください。
  - (1) 喫煙
  - (2) 新聞、雑誌等の持込み
  - (3) 飲食物の持込み
- 4 メガネ、時計等のサウナ室への携帯は、破損のおそれがありますのでご注意ください。

## 水浴槽の使用方法（例）

水浴槽を利用する方をお願い

- 1 心臓病、腎臓病、高血圧等の方は、ご遠慮ください。
- 2 水浴する前には必ず、足元、ヒザ、大腿、上半身の順に水をかけてから入るようにしてください。



使用方法を守るべし！



## 関係機関一覧

### 建物の建築(建築確認等)、用途地域について

品川区都市環境部 建築課

品川区広町 2-1-36 品川区役所内

☎ 03-5742-6769

### 消防(消防設備の設置、維持ならびに検査等)について

品川消防署 品川区北品川 3-7-31

☎ 03-3474-0119

大井消防署 品川区東大井 3-6-12

☎ 03-3765-0119

荏原消防署 品川区平塚 3-16-20

☎ 03-3786-0119

### 食事の提供について

品川区保健所 生活衛生課 食品衛生担当

品川区広町 2-1-36 品川区役所内

☎ 03-5742-9139

### 井戸、地下水、温泉の揚水・利用について

|                              | 担当機関                                                        |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| ・井戸の設置・揚水量報告等                | 品川区都市環境部 環境課 指導調査係<br>品川区広町 2-1-36 品川区役所内<br>☎ 03-5742-6751 |
| ・地下水について<br>・温泉法(掘削、動力)に関する事 | 東京都環境局 自然環境部水環境課 地下水管理担当<br>新宿区西新宿 2-8-1<br>☎ 03-5388-3496  |
| ・温泉法(浴用利用)に関する事              | 品川区保健所 生活衛生課 環境衛生担当<br>☎ 03-5742-9138                       |

### 排水などについて

下水道局南部下水道事務所 品川出張所

品川区西品川 1-8-1

☎ 03-3495-0351

### 組合について

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合

東京都千代田区東神田 1-10-2

☎ 03-5687-2641



# 維持管理編



## ～目次～

- 日常の衛生管理について .....[管－1]
- レジオネラ対策について .....[管－2]
- 公衆浴場の各種申請・届出手続きなどについて ...[管－3]

# 公衆浴場の維持管理

## 日常の衛生管理について

【 】内、根拠欄の見方

- 条 : 品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例（条 1-1-(1)とは、条例第 1 条第 1 項第 1 号をいいます。）
- 規則 : 品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例施行規則
- 要領 : 品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例等の運用基準を定める要領（指導基準）

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 清潔保持、清掃           | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 浴場の施設は常に清潔に保ち、下足場、廊下、脱衣室、便所、浴室その他入浴者が直接利用する施設および洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する設備は 1 日 1 回以上清掃し、または洗浄すること。【条 4-1-(2)】</li><li>・ 脱衣室および便所は、毎月 1 回以上消毒すること。【条 4-1-(3)】</li><li>・ 浴場の施設は、ねずみ、衛生害虫等に係る防除措置を適切に講ずるとともに、その生息状況について毎月 1 回以上点検すること。【条 4-1-(4)】</li></ul> |
| 浴槽水の水質基準          | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 濁度は、5 度以下とすること。【条 4-1-(6)ア】</li><li>・ 過マンガン酸カリウム消費量は、1 リットルにつき 25 ミリグラム以下とすること。【条 4-1-(6)イ】</li><li>・ 大腸菌数は、1 ミリリットル中 1 個以下とすること。【条 4-1-(6)ウ】</li><li>・ レジオネラ属菌が検出されないこと。【条 4-1-(6)エ】</li></ul>                                                        |
| 浴槽水               | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常に満杯の状態を保ち、湯栓および水栓により清浄な湯水を十分に補給すること。1 日 1 回以上換水すること。【条 4-1-(7)(8)】</li><li>・ 塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が 1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以上になるように保つこと。（浴槽水を循環させる場合）【条 4-1-(10)エ】</li><li>・ レジオネラ属菌に係る検査について 1 年に 1 回以上行うこと。（浴槽水を循環させる場合）【条 4-1-(10)オ】【規則】</li></ul>    |
| 貸与品               | <ul style="list-style-type: none"><li>・ くし、かみそり、タオル、パンツ、ガウン等を入浴客に貸与する場合は、必ず 1 客ごとに消毒した清潔なものを貸与すること。【条 4-1-(13)】【要領】</li></ul>                                                                                                                                                                  |
| 管理者               | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公衆浴場の営業者は、当該公衆浴場の衛生面の維持管理を適正に行うため、当該公衆浴場の施設ごとに管理者を置かなければならない。【条 4-3】</li></ul>                                                                                                                                                                         |
| 記録の保管             | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、これを 3 年間保存すること。【条 4-1-(12)】</li></ul>                                                                                                                                                                                               |
| 採光・照明・換気<br>排水・温度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設内は照明、採光、換気等を十分に行い、適宜点検・清掃をすること。【条 4-1-(1)(2)】（法 3-1）</li><li>・ 洗い場および排水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないこと。【条 4-1-(5)】</li><li>・ サウナ室内の温度を常時把握し、温度計および温度調節装置等については、絶えず点検を行うこと。【要領】</li></ul>                                                                      |
| 善良な風俗等            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告または装飾設備を置き、掲げ、または設けないこと。【条 4-1-(15)】</li><li>・ 7 歳以上の男女を混浴させないこと。【条 4-1-(16)】</li><li>・ アルコール販売については入浴後の取扱いとし、脱衣室および浴室において行わないこと。【要領】</li></ul>                                                                           |



# レジオネラ対策について

|      |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 構造設備 | ろ過器    | <ul style="list-style-type: none"> <li>ろ過器は、十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。【条 4-1-(36)ア】</li> <li>ろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであること。ただし、これにより難しい場合は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造であること。【条 4-1-(36)イ】</li> </ul> <p>※生物処理方式はレジオネラ属菌の温床となる可能性があるので適さない。</p>                                                                                                                                                                                  |
|      | 浴槽水の循環 | <ul style="list-style-type: none"> <li>循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。【条 4-1-(36)ウ】</li> <li>浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。【条 4-1-(36)エ】</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 維持管理 | ろ過器等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>ろ過器は、1 週間に 1 回以上、定期的に逆洗浄等を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。【条 4-1-(10)ア】【規則】</li> <li>浴槽水を循環させるための配管は、1 週間に 1 回以上、定期的に内部の消毒を行うこと。<br/>【条 4-1-(10)イ】【規則】</li> </ul> <p>→ 例) 遊離残留塩素濃度を 2mg/ℓ 以上に調整した浴槽水を、循環系統に数時間循環させる方法<br/>60℃以上に加熱した高温水を循環系統に数分から数十分循環させる方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集毛器は、毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。<br/>【条 4-1-(10)ウ】【規則】</li> </ul> |
|      | 貯湯槽    | <ul style="list-style-type: none"> <li>貯湯槽内の湯を 60℃以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。【条 4-1-(9)イ】【規則】</li> <li>貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1 年に 1 回以上、清掃および消毒を行うこと。<br/>【条 4-1-(9)ア】【規則】</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                    |

## 公衆浴場ひとくちメモ ～浴槽水を循環させる場合とは～

条例でいう「循環」には、ろ過器を使用しなくても、加温装置を経由させて循環している場合や、湯水を循環させて水流を発生させる装置がある場合も含まれます。

## 公衆浴場ひとくちメモ ～温泉水を利用したい＆利用している場合には～

温泉水を利用する（している）場合には、温泉法の規制も受けます。「温泉水をこれから利用したい。」または「既に許可を得て温泉水を利用しているが、経営者や利用形態などに変更事項が生じる。」などの場合は、事前に関係機関（[許-9]を参照）へご相談下さい。

# 公衆浴場の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、保健所に相談してください～

## ◆ 新規営業許可申請 《法施行規則 第1条》

- 新規公衆浴場施設の建築
- 営業者の変更
- 施設の移転
- 施設の大規模増改築

### 必要書類

\* 「許可申請時に必要な書類[許-2]」をご覧ください。

※営業許可申請は必ず事前に相談してください。

## ◆ 変更届 《法施行規則 第4条》

- 施設の名称変更
- 営業者の住所変更
- 営業者（法人）の名称・所在地・代表者などの変更
- 施設の増改築（改築の規模により、新規の許可が必要となる場合があります。事前にご相談下さい。）
- 管理者の変更 等

### 必要書類

- \* 変更届
- \* 変更した内容のわかる書類  
[登記事項証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等]

※変更後10日以内に届出をしてください。

## ◆ 承継届 《法施行規則 第1条の二、第2条、第3条、第3条の二》

- 譲渡により営業者の地位を承継した。
  - 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
  - 開設者（法人）が合併、または分割により承継した。
- ※ 相続、承継した後、遅滞なく（60日程度）届出をしてください。

### 必要書類

- \* 営業者の地位承継届
- 【譲渡の場合】
- \* 営業の譲渡が行われたことを証する書類
  - \* 登記事項証明書（譲受人が法人の場合）
  - \* 定款または寄付行為の写し（譲受人が法人の場合）
  - \* 届出者が外国人の場合は住民票の写し（国籍等を記載したものに限る）
- 【相続の場合】
- \* 戸籍謄本  
（被相続人および相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書）
  - \* 相続人全員の同意書  
（相続人が2人以上の場合）≪相続人の範囲：法定相続人≫
- 【合併・分割の場合】
- \* 定款または寄附行為の写し
  - \* 登記事項証明書（合併または分割登記後）
  - \* 合併契約書または分割計画書

## ◆ 廃止(停止)届 《法施行規則 第4条》

- 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した。
- ※廃止（停止）後10日以内に届出をしてください。  
ご不明な点は保健所までお問い合わせください。